

収集運搬車両の積載方法等説明書

申請者名 ()

1 自動車登録番号

2 運搬する一般廃棄物の具体的な種類

3 塵芥車（ロータリー式又はパック式）以外の車両を使用せざるを得ない理由

4 一般廃棄物（汚水を含む。）が飛散し、流出し及び悪臭が漏れないようにするための具体的な積載方法

- (注) 1 脱着式コンテナを排出場所に据え置きする場合は、次の書類を提出すること。なお、当該コンテナにも、車両と同様に要領第 6 条の表示及び塗装が必要です。
- ① 排出者及び申請者からのコンテナ設置に係る申立書
 - ② コンテナ設置事業所の案内図及びコンテナ配置図(要領様式第 5 号の例により作成のこと。)
 - ③ 据え置きするコンテナの写真を貼付した書類(要領様式第 8 号の例により作成のこと。)
- 2 収集運搬に専用容器を使用する場合は、当該容器の写真を貼付した書類(要領様式第 8 号の例により作成のこと)を提出すること。